

東京都政策課題対応型商店街事業補助金

(新型コロナウイルス感染症緊急対策型) よくある問い合わせ

申請回数に制限はありますか。

令和2年4月24日(金)から6月15日(水)までの期間に1回のみご申請いただけます。

取組の周知に要する経費としてどのようなものが補助対象となりますか。

本事業は、感染拡大防止の緊急対策であること、収束状況によっては補助対象期間の短縮も想定していることから、商店街の皆様迅速に着手いただける取組を支援対象としています。このため、広告物については、チラシ、ポスター、フラッグ等を補助対象としており、通常、企画制作に準備期間を要する映像制作は補助対象外となります。

本補助金を利用して3密(密集、密室、密接)防止に配慮したセールを実施したいと考えておりますが、セールの告知のためのチラシ、ポスター等制作費、HP更新費用等は補助対象となりますか。

補助対象となりません。

テイクアウトやデリバリーに係るチラシ・ポスターは補助対象となりますか。

テイクアウトやデリバリーは、商店街における買い物客の密集防止に資する取組であると認められるので、これらの取組を周知するチラシ、ポスターなどは補助対象となります。ただし、買い物客の密集防止、ソーシャルディスタンスの確保などに商店街として取り組んでいる趣旨の文言やデザインなどを盛り込んでいただく必要があります。

備品購入費について、主な補助対象経費(拡声器、カラーコーン、ビニールカーテン、ビブス、ベスト)以外の備品の購入は対象となりますか。

本事業は新型コロナウイルス感染症対策に緊急に取り組むにあたり必要な経費を補助することを趣旨としているため、本事業で特に必要性が認められるものが対象となります。主

な補助対象経費として掲げているもの以外で、新型コロナウイルス感染症対策を離れ、汎用性が高いものについては補助対象となりません。

主な対象外経費の例：デリバリー用自転車、加盟店舗に設置する空気清浄機など

経費の支払をクレジットカード等でキャッシュレス決済することは可能ですか。

原則、現金又は口座振込による支払いとしてください。やむを得ずクレジットカード等を使用した場合、ポイント分（割引分）を控除した金額が補助対象となりますので、ポイント付与がわかるものを添付資料として実績報告時にご提出ください。

隣接する商店街と連携で申請していますが、補助金はどの商店街に交付されますか

代表の商店街（申請書類に記名・押印した商店街）に全額交付されます。

本補助金の補助額はどのように計算されますか。

補助対象経費の10分の9の千円未満を切り捨てた金額が補助額となります。

募集要領に記載の「補助対象期間が短くなる場合」とありますが、突然実施期間が終了することがありますか。

補助対象期間が短くなる場合、東京都産業労働局のHPや区市町村を通じてその旨周知いたします。後払いの経費があること等に鑑み、相当の期間を確保するので、突然補助対象期間が終了することはありません。